

2026 秋派遣
【海外交換留学プログラム】
募集要項



<1 次募集>

募集ガイダンス	2025 年 10 月 1 日(水) 5 限 <Zoom ID> 962 2140 8948
募集期間	募集ガイダンス後 - 2025 年 10 月 27 日(月) 14:00
面接対象者発表	2025 年 11 月 10 日(月) 面接対象者のみキャンパスター・ミナルの「あなた宛ての重要なお知らせ」にて連絡します。
面接日程	2025 年 11 月 12 日(水) (Zoom)
最終選考結果発表	2025 年 11 月 21 日(金) 対象者のみキャンパスター・ミナルの「あなた宛ての重要なお知らせ」にて連絡します。
第 1 回参加者ガイダンス	2026 年 1 月 14 日(水) 5 限 教室:未定

<2 次募集>

募集期間	2025 年 11 月 21 日(金) - 2025 年 12 月 15 日(月) 10:00
面接対象者発表	2026 年 1 月 5 日(月) 面接対象者のみ Student Portal (旧キャンパスター・ミナル) の「お知らせ」にて連絡します。
面接日程	2026 年 1 月 7 日(水) (Zoom)
最終選考結果発表	2026 年 1 月 9 日(金) Student Portal (旧キャンパスター・ミナル) の「お知らせ」にて連絡します。
第 1 回参加者ガイダンス	2026 年 1 月 14 日(水) 5 限 教室:未定

- ・ 上記のスケジュールは変更される可能性があります。
- ・ 必要に応じて最終選考結果発表までに個別面談を行うことがあります。日時は対象者に別途お知らせします。
- ・ 面接は、書類審査後に必要と判断された場合のみ実施します。
- ・ 面接日は大学が指定します。面接予定日は授業以外の予定を空けておくようにしてください。
- ・ 募集大学の追加がある場合はキャンパスター・ミナル (12 月以降は Student Portal) でお知らせします。
- ・ 原則、2 次募集は1 次募集で定員に達しなかった大学のみを対象とします。
- ・ 選考が予定より早く終了した場合は、最終選考結果発表日が早まる可能性があります。
そのため、定期的にキャンパスター・ミナル (12 月以降は Student Portal) を確認してください。
- ・ 赤字部分は特に重要ですので、必ずご確認ください。

・ 0.申請条件 プログラムの趣旨・概要

海外交換留学プログラムは、APU と学生交換協定を締結している大学へ授業料相殺で 1 セメスターもしくは 1 年間留学する制度です。単に言語運用能力を伸ばすだけではなく、APU 各学部の学習内容を深化させるため、協定大学で正課科目を受講し、専門性を高めることが交換留学の目的です。

1.申請条件

以下の全条件を満たすこと。

1) **言語要件**：別紙「2026 Fall University List」に記載された「APU 学内選考時の言語要件」を満たしていること。

2) **GPA 要件 (当該 GPA/通算 GPA)**。

以下 2 つの GPA 要件を両方とも満たしていること。

① 2025 年度春セメスター終了時点の当該 GPA が 2.00 以上であること。

② 2025 年度春セメスター終了時点の通算 GPA が別紙「2026 Fall University List」の「APU 学内選考時の要件」に示す通算 GPA 以上であること。

3) **申請時点において、2 から 5 セメスター生であること。**

注意：

① 2 回生編・転入生は、第 4 セメスターから申請できる。

② 3 回生編・転入生は申請できない。

4) **志望大学のある国／地域のパスポートを所持していないこと。** 申請者が志望大学のある国／地域のパスポートを所持している場合には、中学生以後 (G7 以後) においてその国／地域での学修歴が 4 年未満であること。

5) **学内選考の申請締め切り時の在籍状態が「通常」、「留学」、「休学」のいずれかであり、「停学」でないこと。**

6) **過去に 1 年間の APU の海外交換留学に参加していないこと。** もしくは、現在 APU の海外交換留学 (1 年) に内定していないこと。

注意：

過去に 1 セメスターの海外交換留学に参加した学生、現在 1 セメスター留学に内定している学生は、2026 秋派遣の募集において 1 セメスター留学にのみ応募可能です。

2.選考基準・選考対象となる大学・選考方法・注意事項

(1)選考基準

APU での学業成績および英語能力を中心に、志望理由の内容を踏まえ総合的に選考を行います。また、志望理由の評価においては主に次の 3 点について評価します。

① 交換留学に参加するうえでの目的意識・留学計画が明確であること。

② 派遣国/社会に溶け込むのに必要な適応性があり、関係者と協同しながら自力で留学生活における困難を乗り越える力およびそれに対する心構えを有していること。

③ 進路・就職に対する計画・意識が明瞭であること。

(2)選考対象となる大学

別紙「2026 Fall University List」に記載された大学が選考対象です。記載のない大学の募集はありません。原則として、申請書類に記載された希望大学(第 1 から第 3 希望)を審査の対象として選考します。前年度の倍率等を参考にしながら、第 3 希望まで記載することを強く推奨します。なお、募集大学の追加がある場合はキャンパスマーニナル (12 月以降は Student Portal) でお知らせします。

(3)選考方法

- 提出書類に基づく選考 (APU での学業成績について、申請者に資料提出は求めていません。アウトリーチ・リサーチ・オフィスは大学のデータベースから学生の成績情報を確認します。)
- 書類審査後、必要と判断された場合のみ、該当者と面接を実施します。

(4)注意事項

- 申請者が責任を持って、希望の大学において交換留学生が履修可能な英語開講科目を調べてください。

なお、必ずしも希望通りの科目を履修できるとは限らないため、希望科目を多めに探しておくななど、柔軟な対応が求められます。

アウトリーチ・リサーチ・オフィスオフィスでは、以下の確認を行いません。

1. 申請者が派遣先で希望するプログラムが交換留学生向けのプログラムであるかの確認
2. 申請者が希望する科目が履修可能かの確認
3. 申請者が希望する科目が単位認定可能かの確認

② **申請者自身が責任を持って、正規の履修科目登録、修正期間内での履修登録・修正・削除を行ってください。**

出発前に APU で履修登録を行った後、登録・取消対応は Academic Information の[ウェブサイト](#)の「履修科目登録期間に可能な手続きについて」に記載されている内容に準じます。いかなる理由であっても、特別な対応はできませんので、必ずご自身でウェブサイトの内容を確認し、期間内に手続きを完了させてください。

③ **協定大学の「info sheet」や Website に記載している選考基準が、もっとも正しい情報となります。これらの選考基準などの情報は、希望大学の方針変更などで変更されることがあります。そのため申請者自身が責任を持って、それらの情報を確実に確認したうえで、交換留学の申請を行ってください。**

別紙「2026 Fall University List」に記載された「派遣先申請時の GPA および言語条件」は学内選考情報としてご参考ください。

3.言語条件付内定について

以下のいずれかに該当する場合は言語条件付内定となります。

- ① 別紙「2026 Fall University List」に記載する「派遣先申請時の言語要件」を満たさない状態で学内選考を通過した者
- ② 別紙「2026 Fall University List」の派遣先大学の「Nomination Deadline」までに期限が切れる英語能力試験スコアで学内選考を通過した者（ただし、派遣先への言語スコアの提出が不要な場合で、期限切れのスコアで応募した場合は条件付内定とはせず、正式内定となります。）

言語条件付内定者は、最終スコア提出期限*までに「派遣先申請時の言語要件」を満たす英語スコアを提出してください。期限までに基準を満たしたスコアを提出できない場合、内定は取り消しとなります。

*最終スコア提出期限：別紙「2026 Fall University List」の「Nomination Deadline」の 1 週間前（ただし、その日が土日・祝日の場合は、直前の平日とします。）

4.内定後のスケジュール／手続き／内定の取消しについて

(1)内定後のスケジュール／手続きについて

時期	対応内容
合格後～2026 年 7 月	参加者ガイダンス（全 6 回実施：出席および出席クイズ回答が必須） 誓約書等 APU への書類提出、海外旅行傷害保険申し込み手続き、予防接種、派遣先大学への入学申請、ビザ申請、渡航準備等
2026 年 8 月～10 月頃	派遣先大学へ出発・交換留学開始

注意：

- ① 留学対象者自身の責任で派遣先での滞在先手配、ビザ申請や渡航準備を行ってください。
- ② 予防接種やビザ面接による、授業欠席や試験日の変更等の特別措置はありません。各科目の担当教員に直接相談し、教員の指示に従ってください。
- ③ 国際学生の日本在留資格について、指定された期間のみ更新が可能です。交換留学に参加する学生に対する特別措置はありません。
- ④ 派遣先大学のオリエンテーションなど、いかなる理由であっても、APU の期末試験の日程や実施方法を変更することはできません。

(2)内定の取消しについて

以下のいずれかに該当する場合、交換留学の内定を取り消します。

- ① 派遣先大学の言語要件を最終スコア提出期限までに満たせなかった場合。
- ② 2025 年度秋セメスター終了時点において、当該 GPA2.00 を下回った場合。
- ③ 2025 年度秋セメスター終了時点において、派遣先申請時の通算 GPA 要件を満たせなかった場合。
- ④ 派遣先の申請条件が内定後に変更となり、新しい申請条件を満たすことができなかった場合。
- ⑤ 原則、留学辞退願の提出締切日までに必要なビザを取得できなかった場合。

注意：

コロナ禍以降、世界各国でビザ審査が厳格化しています。出身国によっては、ビザの許可が出にくくなっている事例も増えています。特に、国際学生は日本の在留資格の有効期限が、留学先のビザ審査や発給、そして派遣先大学の受け入れ判断に影響を及ぼすことがあります。日本の在留資格はAPUの指定期間内のみ更新が可能であり、交換留学参加者への特別措置はありません。留学先を決定する段階から、**申請者自身が責任を持ってビザ申請要件を必ず確認し、計画的に準備を進めてください。**

5.派遣期間・APU学籍上の留学期間

(1)派遣期間：1セメスター(2026秋)もしくは1年間(2026秋-2027春)

- 派遣先大学によっては派遣期間が1セメスターのみ、または1年間のみの場合もあります。別紙「2026 Fall University List」を参照してください。
- 1年間留学する場合は、APUでの回生をまたいだ期間であっても問題ありません。
(例)2回生後半(第4セメスター)～3回生前半(第5セメスター)
- 学生個人の事情による派遣期間の延長や、派遣時期を次セメスター以降にずらすことはできません。

(2)APU学籍上の留学期間

- APU学籍上の留学期間は派遣先大学の学年暦に関わらず、以下の通りです。
 - 春セメスター 4月1日～9月20日
 - 秋セメスター 9月21日～3月31日
- 留学中は、セメスター単位で学籍を「通常」から「留学」に変更します。
- 学籍が「留学」であるセメスターに、APUで開講しているセッション科目や遠隔授業科目を含め、一切の科目を履修することはできません。
- 交換留学プログラム開始・終了時期は、派遣先大学の学年暦によって異なります。

1セメスター留学する場合

	秋セメスター			冬セッション		
	第1Q	第2Q	留学	第1Q	第2Q	冬セッション
APUでの学籍			留学			
APUでの履修			不可			
派遣先大学			1セメスター			

1年間留学する場合(通常)

	秋セメスター			春セメスター		
	第1Q	第2Q	冬セッション	第1Q	第2Q	夏セッション
APUでの学籍	留学			留学		
APUでの履修			不可			
派遣先大学	1セメスター			2セメスター		

1年間の留学後、春セメスター第2クオーターよりAPUで履修可能な場合

1年間の留学でも、派遣先大学での学年暦がAPUの春セメスター第2クオーター開始前に終了する場合は、以下の通りとなります。

- APUでの学籍：春セメスターから通常通りに戻ります。
- 履修可能な科目：第2クオーターおよび夏セッションの科目を履修できます。
- 履修不可な科目：春セメスター開講科目および第1クオーター科目は履修できません。

	秋セメスター			春セメスター		
	第1Q	第2Q	冬セッション	第1Q	第2Q	夏セッション
APUでの学籍	留学			通常		
APUでの履修	不可			可		
派遣先大学	1セメスター		2セメスター			帰国

6. 単位認定及び留学中・帰国後の履修

(1) 単位認定

- 派遣先大学で取得した単位は、APU 在学中に取得した、もしくは取得見込みの単位認定を含め、60 単位を上限として認定します。
- 派遣先大学で取得した単位は、APU の各セメスターの履修登録上限単位数に関わらず単位認定ができます。
- 派遣先大学で履修した正規課程科目のみ単位認定を行います。
- 派遣先大学で履修した科目の単位認定のために、留学該当者からの申請に基づき、各学部および教学部で審査し、単位認定の判断を行います。
- 派遣先大学で取得した単位が APU の既存科目として認定された場合、その科目を APU で履修することはできません。
- APU の教学内容と相関がないと判断される科目（体育、芸術など）の単位は、原則として認定されません。
- 認定された単位は、成績評価欄に [T] として記載されます。
- 派遣先大学で取得した遠隔授業科目として認定される単位は、APU の卒業要件単位数として認められる遠隔授業科目の単位数の上限「60 単位」に含まれます。
- 遠隔授業科目は、「言語教育科目分野（遠隔）」「共通教養科目分野（遠隔）」「専門教育科目分野（遠隔）」のいずれかで認定され、各学修分野での認定や APU 設置科目名での認定はできません。
- 交換留学の前後に、海外短期サマー・ワインタープログラムへの参加と単位認定を希望する場合、交換留学の派遣先大学で実施されるプログラムであっても、**別途、サマー・ワインタープログラムへの学内申請が必要です。所定の期日までに申請がない場合、プログラムで取得した単位は認定されません。**

詳しい単位認定の手順は、内定後に説明します。

学部毎の方針

APM

国際経営学部は、世界中の提携大学での交換留学プログラムを通じて、多様な視点から学びを深めることを奨励しています。

ビジネス関連分野での専門性を深めたい学生には、AACSB、EQUIS、EFMD (EPAS) などの機関から認証を受けた大学への出願を推奨します。これらの認証は、ビジネス教育における高い学術的品質と国際基準の指標となります。国際認証を受けていない大学からの単位認定も可能ですが、シラバスや授業内容の詳細な審査を経て承認されます。国際認証を受けていない大学で取得した単位は、APM の必修科目（ビジネス・エシックスなど）として認定できない場合がありますが、選択科目や 4 つの国際経営学部の専門分野内の科目として認定される場合があります。

社会科学、人文学、またはビジネス関連以外の分野に興味がある場合、国際認証を受けていない大学での留学も有意義で充実した選択肢となります。言語や文化の理解を深めたい学生には、英語を話さない国や地域を選択し、その言語や文化でのイマージョンを最大限に活用することを奨励します。

APS

アジア太平洋学部では、アジア太平洋地域だけでなく、世界中の大学で APS の 3 つの学修分野を様々な角度から学ぶことを奨励しています。国や大学の種類は多岐にわたるため、学生はどこで学ぶか、留学先で何を学ぶか、そしてその成果を APS に戻って、また卒業後にどのように生かすか、自分の責任において選択しなければなりません。

派遣先大学で履修した科目が学修分野の専門教育科目として認定される場合、2017 カリキュラム学生は一つの学修分野につき 10 単位を上限とします。2023 カリキュラム学生についてはこの上限はありません。

ST

サステイナビリティ観光学部では、環境資源の維持と持続可能な観光の分野で理論と実践を結びつけます。ST の交換留学制度は、学生が様々な大学で希望の学問が学べるよう、相互にリンクした教育システムを提供しています。学生は希望の国と言語が選択できます。

派遣先大学で履修した科目が ST 専門教育科目で認定される場合、「観光学分野科目」「持続可能な社会分野科目」「専門教育科目」のいずれかの科目分野にて認定します。

(2)留学中と帰国後の履修

留学中の履修計画は、卒業時期に関わる重要な事項です。誤った計画を立ててしまうと、4年間での卒業が困難になる可能性があります。交換留学に参加するにあたっては、申請者自身が責任を持って、所属学部の単位修得状況や、当該学部のカリキュラム、要卒単位などを必ず確認し、留学中と留学後の計画を立ててから、交換留学に参加してください。

(3)日本語科目・英語科目等の履修免除

派遣先大学が指定する条件を満たした場合、事前申請により、APUに復学後のセメスターにおける言語教育科目（英語、日本語、AP言語）の履修を免除できます。申請の基準はカリキュラムや言語によって異なりますので、詳細は Academic Information の [ウェブサイト](#) を確認してください。

言語教育科目（必修）の履修免除に関するお問い合わせ : cleac@apu.ac.jp

7.留学経費 / 海外旅行傷害保険

(1)留学費用（目安）

留学中は、以下の費用が別途必要となります。なお、実際の金額は留学先や個人の状況によって異なります。

学費	その他
APUに納入	TOEFL/IELTS 受験料、 パスポート・VISA申請費、海外旅行傷害保険 財政証明書（1年留学 約200万 / 1セメスター留学 約100万） 渡航費、派遣先大学での諸手数料、書籍代、娯楽費、語学研修料、 宿舎費・食費 その他個人的活動に関する費用等

留学中に必要となる費用目安（年間）

オセアニア圏	: 170-360万円
アジア圏	: 60-330万円
ヨーロッパ圏	: 90-400万円
北米	: 110-330万円
南米・アフリカ圏	: 80-320万円

注意 :

APUの学費は別途必要です。

(2)APU指定の海外旅行傷害保険ならびに危機管理システム J-TASについて

APUが指定する危機管理システム（特定非営利活動法人海外留学生安全対策協議会（JCSOS）の危機管理システム「J-TAS」）および海外旅行保険への加入を必須としています。

危機管理システム料金体系

注意：変更する場合もあるため、実際申請時の情報に準ずる

詳細内容、申込み方法については、内定者向けガイダンスにて説明します。

留学期間	保険（プランSの場合）	J-TAS	合計（めやす）
セメスター（4ヶ月の場合）	53,830円	14,648円	68,478円
1年（10ヶ月の場合）	141,300円	36,620円	177,920円

(3)留学中のAPU授業料について

- 交換留学期間中も、これまで通りAPUへ学費全額を納付する必要があります。
- 授業料減免の継続：留学開始前のセメスターにおける継続審査で取消にならない限り、留学中も国内学生および国際学生の授業料減免は継続されます。
- 学費の支払い方法：国際学生および自身が経費支弁者である場合は、以下のいずれかの方法で学費を納付

してください。

- ① ゆうちょ銀行口座を利用した自動払込
- ② 大学提携のConveraを通じた海外からの納付
- ・ 学費について及び納付方法に関しては、[「学費について」のページ](#)をご確認の上、全学企画オフィスにお問い合わせください。

8. 申請方法

交換留学の申請は、以下の2ステップを申請締め切りまでに完了させる必要があります。

注意事項をよく読み、申請手続きを進めてください。申請締め切りまでに両ステップが完了していない場合、書類不備と見なされ、選考の対象外となります。

[Step 1] 書類準備

オンライン申請の最後に以下の資料項目①～④をアップロードする必要があるため、あらかじめ用意してください。なお、申請者が志望大学のある国／地域の国籍を有する場合のみ、項目⑤も提出が必要です。

- ① 顔写真 (PNG、JPEG)
- ② 経費支弁書 (PDF ファイル)
- ③ 英語スコアのコピー (PDF ファイル)
- ④ 履修希望科目リスト (PDF ファイル)
- ⑤ 中学生・高校以後 (G7 以後) の学修歴を証明する書類 (PDF ファイル)

① 顔写真 (PNG、JPEG)

本人確認に使用するため、以下の要件を満たす写真をご用意ください。

- ・ 正面を向き、帽子、マスク、サングラスなどを着用していないもの
- ・ 無表情、または自然な表情のもの
ピースサインや不適切なポーズ、過度な加工（顔の特徴が大きく変わるもの）をした写真は不可とする
- ・ 申請者本人のみが写っているもの
- ・ 背景が無地（白、青など）のもの。柄や模様、風景が写っているものは不可とする
- ・ 過去 6 ヶ月以内に撮影されたもの
- ・ ファイル名は以下例に従い、「学籍番号_Photo」とすること
例) 11111111_Photo.jpeg

② 経費支弁書 (PDF)

- ・ 交換留学の申請ページから「経費支弁書」をダウンロードし、申請者本人と経費支弁者本人がそれぞれの欄を直接入力（電子）してください。手書きでの提出はできません。
- ・ PDF 形式で保存したファイルを提出してください。その他のファイル形式は認められません。
- ・ ファイル名は下記例に従い、「学籍番号_Financial Support」としてください。
例) 11111111_FinancialSupport.pdf

③ 英語スコアのコピー (PDF)

別紙「2026 Fall University List」に記載された「APU学内選考時の言語要件」を確認し、英語スコアのコピーを提出してください。

- ・ 申請時のスコア：ウェブスコアや有効期限切れのスコアでも申請は可能です。
- ・ 有効期限切れのスコアで学内選考通過後：派遣先大学が言語スコアを求める場合は、有効期限内の公式なスコア証明書（コピー可）をアウトリーチ・リサーチ・オフィスおよび派遣先大学への提出が必須となります。派遣先大学が言語スコアを求めない場合は提出不要です。
- ・ ウェブスコアの提出：氏名、スコア、受験日が確認できるページを提出してください。
- ・ 英語基準の学生：英語が母語でない学生は、英語スコアの提出が必要です。
- ・ スコアの返却：入学試験時にアドミッションズ・オフィスへ提出されたスコアは返却できません。申請者自身で再入手したうえ、提出してください。
- ・ ファイル名は下記例に従い、「学籍番号_Score の種類」としてください。
例) 11111111IELTS.pdf / 11111111iBT.pdf / 11111111ITP.pdf

APU 入学時に言語能力証明書の提出を免除された対象者の場合 :

学内申請時の英語スコアコピーの提出は不要です。ただし、派遣先大学から言語能力証明書の提出が求められる場合は、申請者自身で計画的に言語能力試験を受験し、最新英語スコアのコピー (PDF 形式) を提出してください。

APU 学内選考時に言語能力証明書が免除となる基準は以下の通り :

- ・ アイルランド、アメリカ合衆国、アンティグア・バーブーダ、イギリス、オーストラリア、ガイアナ、カナダ（ケベック州を除く）、グレナダ、ジャマイカ、シンガポール、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、ニュージーランド、バハマ、パプアニューギニア、バルバドス、フィジー、ベリーズのいずれかの国において、英語による12年目の教育課程を修了もしくは修了見込みの者。
- ・ 上記の国以外で、直近3年間（見込含む）、通常の課程による学校教育をすべて英語で受けた者、かつそのことを証明する学校からのレターまたは公式ホームページのコピーを提出できる者。
- ・ 国際バカロレア (International Baccalaureate) のディプロマを英語で取得済者。
- ・ 英語で実施された課程において、学士号または修士号を取得している者。
- ・ 以下の資格試験において一定のスコアを満たす者。
 1. Old SAT (Critical Reading and Writing) : 1100 点以上
 2. New SAT (Evidence-Based Reading and Writing) : 590 点以上
 3. ACT : 25 点以上 (「English (英語)」「Reading (読解)」の平均点が 25 点以上)

④ 派遣先で履修を希望する科目リスト (PDF)

- ・ 科目リストの書式は、交換留学ウェブサイトの申請ページからダウンロードしてください。
- ・ 申請者自身が責任をもって、Info Sheet に記載されている科目リストの URL や派遣先大学のウェブサイトに記載されている科目リストを調べ、派遣先大学で履修希望の科目リストを作成してください。最新の科目リストが見つからない場合は、派遣先大学に掲載されている過去の最も新しい科目リストを参考に作成してください。
- ・ 科目名は必ず記載してください。ただし、科目コード、開講セメスター、単位数などが不明な場合は空欄のままでも構いません。
- ・ 応募する大学全ての履修希望科目リストを作成してください。1セメスター留学の場合は4~5科目、1年留学の場合は8~10科目を記載してください。
- ・ PDF 形式で保存したファイルを提出してください。その他のファイル形式は認められません。
- ・ ファイル名は下記例に従い、「学籍番号_Course List」としてください。
例) 11111111_CourseList.pdf

⑤ 中学校・高校 (G7 以後) の学修歴を証明する書類

志望大学のある国のパスポートを所持している申請者は、以下の書類をご提出ください。

- ・ 中学校・高校 (G7 以降) で在籍した全ての学校の成績証明書のコピー。
- ・ 成績証明書に在籍期間が明記されていない場合は、在籍期間証明書のコピーも合わせて提出。
- ・ APU の入学試験時、アドミッションズ・オフィスに提出された書類の返却は行いません。
- ・ 学修歴を証明できない場合には申請者が国籍を有する国に留学することはできません。
- ・ ファイル名は下記例に従い、「学籍番号_Transcript」としてください。
例) 11111111_Transcript.pdf

[Step 2] オンライン申請 (英語対応のみ)

- ・ オンライン申請は全て英語で回答してください。
- ・ 申請には、APU Office365 へのログインが必要です。
- ・ 指定エッセイや志望理由欄に記入がない、または極端に文字数が少ない場合は選考対象外となります。
- ・ 申請内容は印刷し、必ずご自身で保管してください。内容に関して問い合わせる際は、印刷したものを持参してください。お持ちでない場合、問い合わせには対応できません。
- ・ 複数回申請を行った場合は、最新の申請内容で選考を行います。

9.海外交換留学に関する問い合わせ

アウトリーチ・リサーチ・オフィス

交換留学担当 (Outbound Team)

E-mail: outbound@apu.ac.jp

TEL: 0977-78-1101

2026年度 立命館アジア太平洋大学Off-campus Programsに 参加するにあたっての遵守事項

立命館アジア太平洋大学 Off-campus Programs(以下「プログラム」という。)に参加する学生は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 基本姿勢

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的に真面目な態度で勉学に励まなければならないこと。
- (2) 立命館アジア太平洋大学(以下「本学」という。)の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関(以下「派遣先」という。)の名誉を傷つける行動は慎まなければならないこと。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならないこと。
- (4) 派遣前後に使う事前/事後授業やガイダンスは必ず出席しなければならないこと。
- (5) プログラム申請をした時点で受講の意思があるものとして選考をされているため、選考結果発表後の辞退は認められないこと。
- (6) 遵守事項に反する事態を生じさせた場合は、本プログラムへの参加取消または帰国措置を命じられても、異議を申し立ててはならないこと。

2. 参加の取消・派遣の中止に関する事項

- (1) [全派遣プログラム(交換留学・ダブルディグリープログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)]参加に必要な提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要な手続きは本人が責任をもって指定期日までに行わなければならないこと。指定期日までに提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要手続きが完了しなかった場合は、いかなる理由であってもプログラムの参加が取り消されることを了承する。
- (2) [交換留学・ダブルディグリープログラム・短期サマー/ウインターパログラム] 参加に必要な提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要な手続きは本人が責任をもって指定期日までに行わなければならないこと。指定期日までに提出物の提出、プログラム費の納付、パスポートおよび査証(ビザ)の取得、保険の加入等必要手続きが完了しなかった場合、参加取り消しをされる場合があることを了承する。
- (3) 上記に加え、以下のいずれかに該当する場合、選考結果発表後であっても、参加者のプログラム参加が取り消されることがあること。
 - A) 参加態度、出席状況等を勘案し、受講不適当と判断された場合
 - B) 選考結果発表後、懲戒処分の対象となった場合
 - C) 負傷、病気等で留学が適当でないと本学が判断した場合
 - D) プログラム期間中に、「Off-campus Study Programへ参加する学生のための危機管理ガイドライン(海外派遣プログラム対象)」に定める禁止行為を行った場合
 - E) プログラム所定の継続条件を満たさなかった場合
 - F) 学籍を喪失した場合
 - G) その他学生としての本分に反した場合
- (4) 参加を取り消された場合、成績は「F」評価となる(事前授業が開始される前に参加を取り消された場合は、「履修取消」となる)ことを了承する。ただし、交換留学、ダブルディグリープログラムおよび短期サマー/ウインターパログラム除く。
- (5) 次に当たる場合は、本学の判断により学生派遣が中止されることを了承する。
 - A) 派遣先国・地域についての外務省の危険情報がレベル2以上である場合。ただし、新たな感染症の蔓延等により、感染症危険情報が発令された場合は、状況に応じて判断する。
 - B) 実習先での天災、災害、ストライキ、伝染病、現地情勢の変化、交通機関の運航状況、現地医療状況、戦争、テロ及びそれに類する事象、危機発生時の派遣先機関における派遣学生への支援内容その他不可抗力に起因する事態が発生した場合。
 - C) 派遣先が、渡航を伴う APU からの学生受入中止を判断した場合

3. プログラム実施場所への集合・解散に関する事項

[全海外派遣プログラム(FIRST、サービスラーニングを除く)]

- (1) プログラム期間中は現地集合および現地解散となることを了承し、行程中の安全確保も含め自己責任で行動すること。
- (2) 学生本人が航空券の手配を行い、本学が指定する期日までに旅程の提出を行うこと。
- (3) 予め本学に提出した旅程を理由なく変更しないこと。変更した場合は、変更した旅程を本学に提出すること。
- (4) プログラム参加のための渡航期間以外での行動は本学の責任ではなく、すべて参加者本人の責任において行動すること。

[FIRST、サービスラーニング]

- (1) プログラムは現地集合および解散は認められず、プログラム実施期間前に個人で入国してはならないこと。
- (2) プログラム実施期間終了後は、速やかに帰国しなければならないこと。派遣先国の滞在期間延長は、認められない。

4. 健康・安全管理に関する事項

- (1) [全海外派遣プログラム(FIRST、サービスラーニングを除く)] 渡航前に、日本出国および日本帰国までのすべての渡航期間について、本学が指定する海外旅行傷害保険に加入すること。また、本学が指定する期間について、危機管理支援システムに加入すること。
[FIRST、サービスラーニング] 渡航前に、本学が指定する海外旅行傷害保険および危機管理支援システムに加入すること。
[国内プログラムの場合] 本学が指定する国内旅行傷害保険へ加入すること。
- (2) 健康管理は、自らの責任で行うこと。また、健康状況および学修支援の要否を所定の書式にて申告すること。
- (3) 既往症等がある場合は、申し出ること。
- (4) 傷病等により入院治療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。

ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。

- (5) 緊急に医療手当または手術の必要が生じ、本人または保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学もしくは派遣先の教職員または医師の判断によって処置することに同意すること。
- (6) 本学もしくは派遣先の教職員によって医療行為が必要と判断された状況下で、自らの意思で受診をしなかった場合、如何なる問題が起こったとしても本学、派遣先はその責任を負わないこと。
- (7) 予防接種について、本学から推奨された予防接種を希望する場合、各自ヘルスクリニックで病院予約の手続きを行うこと。予防接種が必須の場合、ガイダンスでの指示に従うこと。

5. 経費および補償に関する事項

- (1) 締切期日までの提出物提出またはプログラム費納付の未完了、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへの参加または継続ができなくなった場合、または辞退した場合には、その時点までに発生した費用を支払うこと。
- (2) 天災、災害、ストライキ、伝染病、現地情勢の変化、交通機関の運航状況、現地医療状況、戦争、テロ及びそれに類する事象その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中止や内容の変更があった場合、本学および派遣先にいかなる費用も請求せず、その時点までに発生した費用を支払うこと。
- (3) プログラムに要する費用を本学に納入済みの場合、派遣中止、参加取消または辞退までに発生した費用を差し引いた差額が返金されることを了承すること。また、返金手続きには一定期間を要することを了承すること。
- (4) 本学および派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学および派遣先に対して何等の金銭的またはその他の責任を問わないこと。
- (5) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等が本学および派遣先が管理できない状況下で発生した場合は、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (6) 本人の故意または過失により、第三者または本学に損害を与えた場合は、賠償の責を負わなければならないこと。
- (7) プログラムの実習期間中に、本学、派遣先以外の第三者団体、個人、ホームステイ先等による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟やそれに関わる対応等の責任を負わなければならず、本学および派遣先はその責任を負わないこと。

6. 査証(ビザ)取得に関する事項

- (1) 出発から帰国までに必要となる査証(ビザ)を確認の上、学生本人の責任で申請すること。
- (2) 必要となる査証(ビザ)は、本人の国籍や派遣国・地域、滞在期間などによって異なるため、必要となる査証(ビザ)(トランジットビザを含む)および必要書類等は、各大使館のホームページ等で各自確認すること。
- (3) 査証(ビザ)申請要件は予告無しに変更される場合があるため、最新情報を入手すること。オンアライバルビザ(On-arrival Visa)での参加は、査証(ビザ)発給国の定めにより渡航前に査証(ビザ)を取得できない場合以外は認められない。
- (4) 万一、査証(ビザ)が取得できない場合は、派遣または留学は取り消しとなること。また、査証(ビザ)が取得できなかつたことを理由として、派遣または留学開始時期の変更等は行わない。
- (5) [国際学生のみ]プログラム実施国の査証(ビザ)以外に、日本の在留許可期限および再入国許可の条件を確認すること。

7. 履修計画について

- (1) プログラム応募に際して、履修科目および修得単位数が、卒業までの履修計画において問題がないか、十分に確認すること。
- (2) 卒業までの履修に関わって問題が判明した場合に本学は特別な配慮等は行わないため、自己責任において応募を行うこと。

8. 誓約書の提出

上記事項を理解し、本人および保証人による誓約書を提出すること。

誓 約 書

私は、下記プログラムに参加するにあたり、募集要項、シラバス(交換留学・ダブルディグリープログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)および別紙の遵守事項を理解し、各事項を厳守し、誠実に履行することを、ここに誓約します。申請書やその他提出書類に記載した個人情報(氏名、性別、生年月日、その他本プログラムに係り大学へ提供した情報)は、プログラム参加手続きおよび本学が管理・運営に関する業務の目的のために、本学内で使用されること、また、第三者(派遣先大学・機関、旅行代理店、査証取得代行会社、保険会社、危機管理サポート会社、宿泊施設、関係国(日本、参加学生の母国、派遣国)の在外公館及び政府機関)に提供されることに同意します。

■本人記入欄

日付 _____

学生本人署名 _____ ※「描画」で署名して下さい(タイプ入力不可)

学籍番号 _____

参加プログラム _____ (派遣先大学・機関: _____)

所属 _____ (APM / APS / ST / GSM)

回生 _____ (1 / 2 / 3 / 4 / その他)

郵便番号 〒 _____

住所 _____
※入力した内容が正しいかを再度ご確認下さい

■保証人記入欄 ※保証人欄は、父母・身元引受者が記載してください。

■私は、募集要項、シラバス(交換留学・ダブルディグリープログラム・短期サマー/ウインタープログラム除く)および別紙の遵守事項を本人に遵守させるとともに、これに反することによって生じた一切の事項について責任を持つこととします。また、プログラム参加において本人が負担する一切の債務については、プログラムに要する費用を限度額として保証いたします。

日付 _____

保証人署名 _____ ※「描画」で署名して下さい(タイプ入力、本人による代筆不可)

郵便番号 〒 _____

住所 _____
※入力した内容が正しいかを再度ご確認下さい

電話番号 _____

本人との関係 _____

【以下のいずれかに該当する場合、保証は無効であるため、プログラム参加によって生じる一切の債務は、学生自身が負担することとなります】

- ・ 本人または保証人の署名がそれぞれの当人による直筆でない場合、または、両人の記入欄における筆跡が同一人物のものであると判断される場合
- ・ 友人や知人などが保証人になっているなど、その保証能力に欠けると本学が判断する場合
- ・ 記入欄に未記入箇所がある場合
- ・ その他、内容について虚偽の疑いがある場合